**明石市立明石商業高等学校福祉科棟建設工事**

様式４の２－１

**特定建設工事共同企業体協定書（案）**

（目的）

第１条　当共同企業体は、明石市立明石商業高等学校福祉科棟建設工事（当該工事の内容変更に伴う工事及び当該工事に関連し発注する工事を含む。）の実施設計業務及び施工業務の請負（以下「本事業」という。）について、共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第２条　当共同企業体は、　　○○・○○　　特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を　　市　　区　　丁目　　番　　号　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和 　年 　月　日に成立し、本事業の請負契約の履行後12ヶ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

２　本事業を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定に関わらず、本事業に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住所又は所在地

商号又は名称

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、本事業の実施に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限及び自己の名義をもつて請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担事業費）

第８条　各構成員の本事業の分担は、次のとおりとする。ただし、分担する本事業の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

⑴　設計業務

⑵　施工業務

２　前項に規定する分担事業の価額については、別に定めるものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもつて運営委員会を設け、本事業の完成にあたるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、運営委員会が決定した工程表に従い、それぞれが実施する設計業務及び施工業務の進捗を管理し、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、　　　銀行　　　支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条　構成員は、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条　本事業の施工中発生した共通の経費等については、第８条に規定する価額の割合により、運営委員会において、各構成員の分担価額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第14条　構成員がその分担した本事業に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、構成員協議の上、これを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前二項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前三項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（事業途中における構成員の脱退）

第16条　構成員は、当企業体が本事業を完成する日までは脱退することができない。

（事業途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条　構成員のうち、いずれかが本事業の途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担事業を完成させるものとする。

２　前項の場合においては、第14条第２項及び第３項の規定を準用する。

（解散後の瑕疵担保責任）

第18条　当企業体が解散した後においても、本事業につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条　本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○及び○○は、上記のとおり　○○・○○　特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠として、この協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和　年　月　日

代表者　住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　印

構成員　住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　印

※特定建設工事共同企業体協定書に関する特記事項

共同企業体の結成に必要な資格に関する事項は次のとおりとする。

⑴　共同企業体の代表者は、構成員のうち、施工業務を施工するものであること。

⑵　共同企業体の代表者の出資比率は、構成員のうち、最大の出資比率であること。

⑶　共同企業体の構成員は、本事業において重複して他の共同企業体の構成員になれない。

**明石市立明石商業高等学校福祉科棟建設工事にかかる**

様式４の２－２

**特定建設工事共同企業体協定書第８条に基づく協定書**

明石市立明石商業高等学校福祉科棟建設工事については、○○・○○　　　特定建設工事共同企業体協定書第８条の規定により、当企業体構成員が分担する本事業の価額を下記のとおり定める。

記

分担する事業の価額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

明石市立明石商業高等学校福祉科棟建設工事

設計業務　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

施工業務　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

○○　　及び　○○　　は、上記のとおり分担する本事業の価額を定めたのでその証拠として、この協定書　通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

令和　年　月　日

代表者　住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　印

構成員　住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　印